



平成 21 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 エ ス フ ー ズ 株 式 会 社  
 代 表 者 取 締 役 社 長 村 上 真 之 助  
 ( コード番号 2292 東証・大証第一部 )  
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役  
 経 営 管 理 本 部 長  
 富 沢 進  
 ( TEL . 0798 - 43 - 1065 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 22 日開催予定の第 43 回定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第 7 条 当社は、株券を発行する。	[ 削 除 ]
(自己の株式の取得) 第 8 条 [ 条文省略 ]	(自己の株式の取得) 第 7 条 [ 現行どおり ]
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、500株とする。 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、500株とする。 [ 削 除 ]

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)  第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利  (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利  (4) 第11条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)  第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利  (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利  (4) 第10条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増請求)  第11条  〔条文省略〕</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)  第10条  〔現行どおり〕</p>
<p>(株主名簿管理人)  第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。  第13条～第39条 〔条文省略〕  〔新 設〕</p>	<p>(株主名簿管理人)  第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。  当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。  第12条～第38条 〔現行どおり〕  附則  第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。  第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。  第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 21 年 5 月 22 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 5 月 22 日 (予定)

以 上